

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|--------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
| 任意償還特約 | 金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 劣後借入金 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 5,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 5,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 5,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 21 年 10 月 30 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 33 年 10 月末日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 初回償還可能日：平成 28 年 10 月末日 償還金額：借入金元本の 100% |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 任意償還可能日：平成 28 年 10 月以降の各利払日（4 月末日及び 10 月末日） 償還金額：借入金元本の 100% |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年 2.46%（注 1） 平成 28 年 10 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利 |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | あり |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|--------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
| 任意償還特約 | 金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN：JP351850A9C2 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 中央三井信託銀行株式会社第 8 回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 25,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 25,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 25,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 21 年 12 月 18 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 32 年 1 月 28 日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 初回償還可能日：平成 27 年 1 月 28 日 償還金額：社債額面の 100% |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 任意償還可能日：平成 27 年 1 月以降の各利払日（1 月 28 日及び 7 月 28 日） 償還金額：社債額面の 100% |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 平成 27 年 1 月の利払日まで： 年 1.51%（固定金利） それ以降： 6 ヶ月円 LIBOR+2.23%（変動金利） |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | あり |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|--------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
| 任意償還特約 | 金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN：JP351850B9C1 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 中央三井信託銀行株式会社第 9 回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 18,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 18,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 18,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 21 年 12 月 18 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 32 年 1 月 28 日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 初回償還可能日：平成 27 年 1 月 28 日 償還金額：社債額面の 100% |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 任意償還可能日：平成 27 年 1 月以降の各利払日（1 月 28 日及び 7 月 28 日） 償還金額：社債額面の 100% |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 平成 27 年 1 月の利払日まで： 6 ヶ月円 LIBOR+0.73% それ以降： 6 ヶ月円 LIBOR+2.23% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | あり |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|--------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
| 任意償還特約 | 金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 劣後借入金 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 5,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 5,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 5,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 22 年 4 月 30 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 32 年 4 月末日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 初回償還可能日：平成 27 年 4 月末日 償還金額：借入金元本の 100% |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 事由：資本事由 償還金額：借入金元本の 100%に経過利息を加えた額 |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 任意償還可能日：平成 27 年 4 月以降の各利払日（4 月末日及び 10 月末日） 償還金額：借入金元本の 100% |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年 2.46%（注 1） |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|-----------------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
| 任意償還特約 | 金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |
| 資本事由による特別任意償還特約 | 資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN：JP351850AAC3 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 中央三井信託銀行株式会社第 10 回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 10,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 10,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 10,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 22 年 12 月 10 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 33 年 1 月 28 日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 初回償還可能日：平成 28 年 1 月 28 日 償還金額：社債額面の 100% |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 任意償還可能日：平成 28 年 1 月以降の各利払日（1 月 28 日及び 7 月 28 日） 償還金額：社債額面の 100% |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 平成 28 年 1 月の利払日まで： 年 1.17%（固定金利） それ以降： 6 ヶ月円 LIBOR+0.50%（変動金利） |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|--------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
| 任意償還特約 | 金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN：JP351850BAC1 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 中央三井信託銀行株式会社第 11 回無担保社債（劣後特約付） |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 30,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 30,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 30,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 22 年 12 月 10 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 33 年 1 月 28 日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | — |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年 1.64% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
|------|---|

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN：JP340500AB67 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社第 13 回無担保社債（劣後特約付） |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 20,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 20,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 20,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 23 年 6 月 15 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 38 年 6 月 15 日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | — |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年 2.341% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
|------|---|

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN：JP340500AB91 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社第 14 回無担保社債（劣後特約付） |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 23,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 23,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 23,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 23 年 9 月 28 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 38 年 9 月 28 日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | — |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年 2.159% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
|------|---|

基準年月日： 平成26年6月30日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 5,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 5,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 5,000 百万円 |
| | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成23年11月17日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成38年11月17日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | なし |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 事由：資本事由（但し、償還可能日は平成33年11月17日以降） 償還金額：借入金元本の100%に経過利息を加えた額 |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | なし |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年2.46%（注1） |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

(注1) 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第3位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|-----------------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
| 資本事由による特別任意償還特約 | 資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN：JP340500AC33 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社第 15 回無担保社債（劣後特約付） |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 40,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 40,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 40,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 24 年 3 月 22 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 34 年 3 月 22 日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | — |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年 1.62% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
|------|---|

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 5,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 5,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 5,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 24 年 8 月 31 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 37 年 8 月 29 日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 初回償還可能日：平成 34 年 3 月 31 日 償還金額：借入金元本の 100% |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 事由：資本事由 償還金額：借入金元本の 100%に経過利息を加えた額 |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | なし |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年 2.46% (注 1) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

(注 1) 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率(少数点第 3 位を四捨五入)を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|-----------------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
| 任意償還特約 | 金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |
| 資本事由による特別任意償還特約 | 資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN : XS0822332457 |
| 3 | 準拠法 | 英国法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | ユーロ円建劣後特約付社債 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 1,500 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 1,500 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 1,500 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 24 年 9 月 5 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 37 年 3 月 31 日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 初回償還可能日：平成 34 年 3 月 31 日 償還金額：社債額面の 100% |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 任意償還可能日：平成 34 年 3 月以降 の各利払日（3 月末日及び 9 月末日） 償還金額：社債額面の 100% |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年 2.46%（注 1） |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

(注 1) 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|--------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
| 任意償還特約 | 金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 15,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 15,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 15,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 24 年 9 月 11 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 37 年 9 月 11 日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | なし |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 事由：資本事由（但し、償還可能日は平成 34 年 3 月 31 日以降） 償還金額：借入金元本の 100%に経過利息を加えた額 |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | なし |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年 2.46%（注 1） |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

(注 1) 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|-----------------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
| 資本事由による特別任意償還特約 | 資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN：JP340500AC90 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社第 1 回無担保社債（劣後特約付） |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 40,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 40,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 40,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 24 年 9 月 20 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 34 年 9 月 20 日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | なし |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | — |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年 1.389% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
|------|---|

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 5,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 5,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 5,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 24 年 9 月 28 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 37 年 9 月末日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 初回償還可能日：平成 34 年 3 月 31 日 償還金額：借入金元本の 100% |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 事由：資本事由 償還金額：借入金元本の 100%に経過利息を加えた額 |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | なし |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種類 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年 2.46% (注 1) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

(注 1) 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率(少数点第 3 位を四捨五入)を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|-----------------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
| 任意償還特約 | 金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |
| 資本事由による特別任意償還特約 | 資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 発行者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 劣後借入金 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 20,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 20,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 20,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 24 年 10 月 31 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 37 年 10 月 31 日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 初回償還可能日：平成 34 年 3 月 31 日 償還金額：借入金元本の 100% |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | なし |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | なし |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年 2.46% (注 1) |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

(注 1) 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率(少数点第 3 位を四捨五入)を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|--------|---|
| 劣後特約 | 当社において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。 |
| 任意償還特約 | 金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、当社が任意償還できる旨の特約が付されています。 |

基準年月日： 平成 26 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 発行者 | STB Finance Cayman Limited |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN : XS0245183883 |
| 3 | 準拠法 | 英国法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | — |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | ユーロ円建劣後特約付社債 |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 10,000 百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 10,000 百万円 |
| 9 | 額面総額 | 10,000 百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成 18 年 2 月 22 日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成 33 年 2 月 22 日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | 初回償還可能日：平成 28 年 2 月 22 日 償還金額：社債額面の 100% |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 事由：税務事由 償還金額：社債額面の 100%に経過利息を加えた額 |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | 任意償還可能日：平成 28 年 2 月以降の各利払日（2 月 22 日及び 8 月 22 日） 償還金額：社債額面の 100% |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定から変動 |
| 18 | 配当率又は利率 | 年 2.46%（注 1） 平成 28 年 2 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利 |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | あり |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | なし |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | あり |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

| | |
|-----------------|--|
| 劣後特約 | 発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。なお、前述の劣後債務の元利金等の支払いには当社による劣後保証が付されておりますが、同保証に係る債権には劣後特約が付されています。 |
| 任意償還特約 | 金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。 |
| 税務事由による特別任意償還特約 | 税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。 |